

<市第 90 号・98 号議案関連資料>

## 横浜市ウェブサイト再構築・損害賠償及び不当利得返還についての 訴えの提起及びインターネット広報事業について

### 1 損害賠償及び不当利得返還についての訴えの提起について（市第 90 号議案）

#### (1) 趣旨

市ウェブサイト再構築にかかる委託契約を締結しましたが、履行期限を過ぎても当該ウェブサイトを作成させなかったため、本契約を解除し、損害賠償及び不当利得の返還を求めました。しかし、請負事業者（以下「事業者」）は支払いに応じなかったため、その支払いを求め、訴えを提起します。

#### (2) 経緯

平成 26 年 9 月	事業者ウェブサイト再構築に係る設計業務等を委託し、業務を開始
平成 27 年 12 月	事業者より技術的問題の発生について報告を受ける
12 月から 28 年 3 月	技術的問題の原因究明と平成 26 年度契約の成果物である設計書等のかし修補を要求
平成 28 年 5 月	事業者より契約合意解除の提案
6 月から 9 月	契約の合意解除条件についての話し合い。合意解除条件に大きな乖離があるため、話し合いは終了
9 月 23 日	事業者に対して履行催告及び成果物のかし修補請求
10 月 11 日	履行及び修補対応をしなかったため、債務不履行を理由として契約を解除
10 月 12 日	不当利得返還及び損害賠償の請求（10 月 24 日納入期限）
10 月 26 日	支払いがないため督促状を送付（11 月 4 日納入期限）
11 月 5 日	納入期限を過ぎても事業者は支払いに応じない

#### (3) 被告

株式会社ジークス 代表取締役 渡辺 浩  
(所在地：東京都千代田区神田神保町 2 丁目 40 番 5 号)

#### (4) 訴訟物の価額

172,124,073 円

《内訳》

内容	請求額
ア 不当利得返還 (事業者との契約に基づく支払済額)	79,650,000
イ 損害賠償請求①-1 (事業者以外との契約に基づく支払済額)	60,578,496
ウ 損害賠償請求①-2 (事業者以外との契約に基づく将来的な損害)	16,247,934
エ 損害賠償請求② (不法行為に基づく弁護士費用相当額)	15,647,643
	172,124,073

ア 不当利得返還 ⇒ 事業者との契約に基づく支払済額 (計：79,650,000 円)

27 年度契約における履行遅滞及び 26 年度契約の成果物のかし担保責任を根拠として契約を解除。事業者には、原状回復義務 (支払済み委託代金の返還義務) が発生することから、この返還請求を行います。

イ 損害賠償請求①-1 ⇒ 事業者以外との契約に基づく支払済額 (計：60,578,496 円)

事業者のシステム構築を前提に、他の必要な業務等を他の事業者に委託しましたが、事業者との契約解除及び新たな事業者との業務再開にあたり、改めて業務全体をやり直すことが予想されることから損害賠償を請求します。

ウ 損害賠償請求①-2 ⇒ 事業者以外との契約に基づく将来的な損害 (計：16,247,934 円)

本市が調達した CMS (※) のテクニカル・サポート (年間保守) が、事業者の債務不履行により適用されていない状況です。システム構築の再開にあたり、サポートの未適用の時期に遡って再契約料金が発生するため、再契約料金を本市の将来的な損害として請求します。

※ CMSとはウェブ・コンテンツ・マネジメント・システムの略称で、文章、画像等のウェブサイトを構成する情報コンテンツを管理するシステムのことをいいます。

エ 損害賠償請求② ⇒ 不法行為に基づく弁護士費用相当額 (計：15,647,643 円)

上記ア、イ、ウの合計額 156,476,430 円の 10%を弁護士費用相当額として請求します。

## 2 インターネット広報事業にかかる補正予算について（市第 98 号議案）

### (1) 趣旨

市ウェブサイト再構築にかかる委託契約を締結した事業者は、履行の催告通知に応じなかったため、履行催告の期日（平成 28 年 10 月 10 日）の翌日 11 日をもって契約を解除しました。

市ウェブサイトの再構築を進めるにあたり、改めて新しい事業者を選定して事業を再開する必要がありますので、必要な費用及び訴訟に関する費用を補正し、次のとおり再構築を進めてまいります。

### (2) 市ウェブサイト再構築の進め方

#### ア コンサルティングの導入

今回契約した事業者がプロジェクト管理を十分に行えなかったことを踏まえ、システム構築事業者とは別に、プロジェクト管理支援を含むコンサルティング業務を行う専門事業者を新たに付けます。

また、システム構築事業者と同等の知識がない職員でも、設計書等の内容を把握し、主導的に開発を進められるよう、本市の他のシステムでも導入実績のある産業技術総合研究所の、開発手順を定めた枠組（AIST 包括フレームワーク）を適用します。

このため、コンサルティング業務を委託する事業者は、当該枠組みの利用認定を受けた専門事業者とします。

#### イ システム構築委託の発注方法

今回のシステム構築の発注は、入札条件を指定していたものの、価格競争のみで事業者を決定しました。このため、改めてシステム構築を発注する際には、コンサルティング事業者から仕様や評価方法の支援を受けたうえで、能力・体制等を評価する総合評価方式等を採用します。

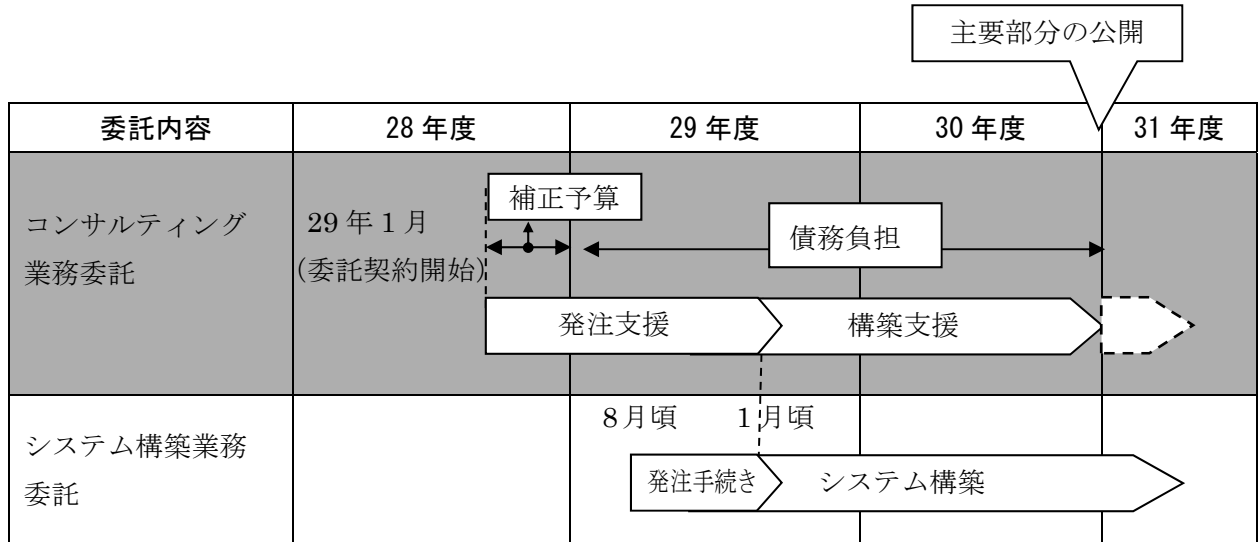
#### ウ 庁内体制

C I O 補佐監をプロジェクト統括責任者としたプロジェクト体制を組み、市民局・総務局が一体となって再構築に取り組みます。

(3) スケジュール

市ウェブサイト再構築は、平成 29 年 1 月から再開し、31 年度までの 3 か年計画とし、このうちトップページを含めた主要部分は 30 年度末の公開を目指します。

(図 1) 市ウェブサイト再構築スケジュール (案)



(4) 補正予算額

ア 歳出

補正額：16,131 千円

(ア) コンサルティング業務委託に伴う金額：13,000 千円

平成 29 年 1 月から開始するコンサルティング業務委託の 28 年度分の委託経費として計上します。

(イ) 市ウェブサイトに係る訴訟の提起に伴う金額：3,131 千円

訴訟に係る必要な経費として計上します。(関連議案：市第 90 号議案)

イ 債務負担行為

コンサルティング業務委託契約の締結に係る予算外義務負担

期 間：平成 29 年度から 30 年度まで

限度額：72,000 千円

## 【参考1】ICT分野における統制強化

総務局では、ICT分野における統制強化を進めるため、ICT部門がこれまで以上に各局のシステム開発に積極的に関わっていく方向で、調達各段階での改善策を検討しています。

(改善策の例)

- 1 各局でシステム開発を予定している場合の事前相談
- 2 重要なプロジェクトへの企画段階からの参画
- 3 重要なシステム開発の進捗管理の徹底  
など

## 【参考2】AIST包括フレームワークについて

### 1 AISTとは

産業技術総合研究所の英語表記 (National Institute of Advanced Industrial Science and Technology) の略称です。日本語の略称で「産総研」とも呼ばれています。

### 2 産業技術総合研究所とは

エネルギー、環境、生命工学、情報工学、エレクトロニクス等、日本産業のほぼ全分野を網羅し、理化学研究所と並ぶ特定国立研究開発法人の指定を受けた日本最大規模の国立研究所です (経済産業省所管)。

### 3 AIST包括フレームワークの適用による効果

AIST包括フレームワーク (以下、AIST包括FW) では、システム構築事業者に対し、発注者がシステム構築の内容や進行状況がわかるように説明することが定められています。

そのため、例えば、発注者への提出資料は、専門用語は極力使用せず、システム構築事業者と同等の知識がない職員が理解できる言葉が使われ、また、フロー図など視覚的に理解できる工夫がなされています。

### 4 コンサルティング業務の概要

#### (1) 発注支援

- ・状況分析：再構築で目指す内容、26・27年度の成果物等から、現状を整理します。
- ・ウェブサイトの要件整理：状況分析の結果から、ウェブサイトのシステムに求める要件をAIST包括FWに沿って整理します。
- ・発注仕様書の作成支援：整理した要件を基に、システム構築に係る発注仕様書を作成します。
- ・システム構築発注の評価支援：総合評価方式等による評価方法について検討します。

#### (2) 構築支援

- ・プロジェクト管理の支援
- ・専門的内容についてのシステム構築事業者との調整
- ・システム構築事業者がAIST包括FWを正しく適用しているかの確認等の支援
- ・報告書等を含めた成果物の確認支援

【参考3】請負事業者との経過 (市民・文化観光・消防委員会資料、平成28年9月13日)

